公　示　送　達　書

令和　８年　９月２４日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当税制収納課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和　8　年　10　月　19　日

廿日市市長　松本　太郎

番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住所(所在地)　※表示していません。	氏名(名称)
1	地方税法第７２６条第１項の規定に基づく書類（令和８年度　国民健康保険税　第２期分）		田中　祐
2	地方自治法第２３１条の３第１項の規定に基づく書類（令和８年度　介護保険料　第２期分）		片角　健
3	地方自治法第２３１条の３第１項の規定に基づく書類（令和８年度　後期高齢者医療保険料　第２期分）		片角　健
4	地方税法第７２６条第１項の規定に基づく書類（令和８年度　国民健康保険税　第２期分）		北林　香
5	地方自治法第２３１条の３第１項の規定に基づく書類（令和８年度　介護保険料　第２期分）		片角　文佳
6	地方自治法第２３１条の３第１項の規定に基づく書類（令和８年度　後期高齢者医療保険料　第２期分）		片角　文佳
7			
8			
9	地方税法第３２９条第１項の規定に基づく書類（令和８年度　市県民税　第２期分）		LE　HUU　HAI
10	地方税法第７２６条第１項の規定に基づく書類（令和８年度 国民健康保険税 第2期分）		吉村　昌春

＜備　考＞　地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

（帳票整理番号：00000000000000110868）

公 示 送 達 書

令和　8年　9月２４日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当税制収納課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 10 月 19 日

廿日市市長　松本　太郎

番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住所(所在地)　※表示していません。	氏名(名称)
1	地方税法第３２９条第１項の規定に基づく書類（令和８年度　市県民税　第２期分）		NGUYEN VAN HANH
2	地方税法第３２９条第１項の規定に基づく書類（令和８年度　市県民税　第２期分）		LE THI MINH PHUONG
3	地方税法第３２９条第１項の規定に基づく書類（令和８年度　市県民税　第２期分）		NACILO AN ERWIN LUMAMBAS
4	地方税法第３２９条第１項の規定に基づく書類（令和８年度　市県民税　第２期分）		NGUYEN VAN ANH
5	以下余白		
6			
7			
8			
9			
10			

＜備　考＞　　地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

（帳票整理番号：00000000000000110869）